

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

扶桑町は、愛知県の北西部に位置し、人口 34,133 人(令和 2 年 10 月国勢調査)が暮らす面積 11.19 km²のコンパクトなまちであり、名古屋鉄道犬山線 や国道 41 号線等の交通網に恵まれ、愛知県の産業の中心である名古屋市へは約 20 km の距離にある。

全国的に人口減少が進む中、本町の人口は 2026 年頃までは緩やかに増加を続ける見込みで、その後、停滞・減少傾向に転じると見込まれている。就業の主な担い手である生産年齢人口は、2030 年頃までは増加するが、その後は減少すると予想されている。

扶桑町の産業構造は、「令和 3 年経済センサスー活動調査」の産業分類別事業 所数では卸売・小売業が最も多く、飲食サービス業、製造業と続き、従業者数 20 人以下の事業所が約 9 割を占める。

こうした現状の中、「令和 2 年国勢調査」の結果によると、扶桑町内の 20 歳～64 歳の労働者は 14,589 人であり、そのうち 54 歳～64 歳の割合は 4,795 人と全体の約 33% を占める。一方で 20 歳～29 歳の割合は 3,840 人と全体の約 26% となっており、労働者人口の減少による人手不足および技術の継承の難化が見込まれる。

このことから、景気の影響を受けやすく、今後の生産年齢人口の減少等に伴い、人手不足による生産力低下が懸念される町内の産業基盤を維持するために、先端設備等の導入を促進し、労働生産性を抜本的に向上させることが必要である。

(2) 目標

こうした状況において、扶桑町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内の中小企業・小規模企業者等の設備を生産性の高いものへと一新させ、労働生産性を向上させることが必要である。

また、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業に成長させ、県内においても設備投資が活発な自治体のひとつとなるよう、中小企業・小規模企業者等への周知及び経営意識の意識高揚を図り、1 年間の認定申請件数 5 件を目標とし、地域産業の発展と地域経済の活性化を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

扶桑町では、卸売・小売業、製造業、サービス業など多岐に渡る産業が、町内の経

済、雇用を支えており、各分野での生産性向上を実現する必要がある。

よって、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等すべてを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

扶桑町は、面積 11.19 km²のコンパクトなまちであり、産業関係立地状況として全域にまたがっていることから本計画の対象区域は、扶桑町全域とする。

(2) 対象業種・事業

多様な業種が扶桑町の経済・雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。よって本計画においては、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。